

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信番号政策委員会（第18回）
議事録

1 日 時

平成27年10月16日（金） 15時30分～17時00分

2 場 所

総務省 10階 総務省第1会議室

3 出席者

(1) 構成員

酒井専門委員（主査）、相田委員（主査代理）、河村専門委員、三友専門委員

(2) 総務省

大橋電気通信事業部長、佐々木総務課長、塩崎電気通信技術システム課長、
北神番号企画室長、堀口番号企画室課長補佐

4 議 題

(1) 報告書（案）について

(2) その他

5 模様

開 会

【酒井主査】 それでは、時間ですので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第18回会合を開催いたします。

主査の酒井ですが、今日も活発な議論をお願いいたします。

配布資料の確認

【酒井主査】 最初に事務局より配付資料の確認をお願いします。

【堀口番号企画室課長補佐】 それでは、議事次第に沿って配付資料を確認させていただきます。資料18-1:「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」報告書(案)概要でございます。資料18-2:「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」報告書(案)でございます。資料18-3:「今後の検討スケジュール(案)」,また、参考資料を一式つけております。

もし過不足等ございましたら、事務局へお申しつけください。

【酒井主査】 ありがとうございます。

前回議事録の確認

【酒井主査】 それでは、前回会合の議事録について、事務局より確認をお願いします。

【堀口番号企画室課長補佐】 前回第17回会合の議事録につきましては、現在構成員の皆様へ確認をお願いさせていただいているところでございますので、内容の確認ができ次第、構成員の皆様へ送付させていただくとともに、総務省ホームページに掲載させていただきたいと思っております。以上、よろしくをお願いいたします。

議題(1) 報告書(案) について

【酒井主査】 それでは、議事次第に従いまして、議事を進めていきたいと思っております。

本日は、「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」に関する報告書(案)につきまして議論いただく予定です。

それでは最初に、報告書(案)につきまして、事務局のほうから説明をお願いします。また、今日ご欠席の池田構成員、一井構成員より報告書(案)に対するコメントもいただいておりますので、これも事務局から一緒にご紹介をお願いいたします。

【北神番号企画室長】 どうもありがとうございます。それでは、30分ほどいただきまして、事務局から報告書（案）、参考資料、そして本日もご欠席されている構成員のコメントをご説明させていただきます。

資料18-1は報告書（案）の概要となっておりますが、こちらは特に重要な点を網羅する形で作成しております。本日は資料18-2報告書本体に基づいてご説明させていただきます。

全体としては、前回の骨子（案）で大体大きな論点について方向性を出していただいていると認識しておりますが、報告書（案）ということで、前回いただいたご意見も踏まえて、より詳細に記載させていただいた部分もございます。

まず1ページ、「はじめに」でございます。前回の会合で、IoT社会の中におけるM2M産業の発展を後押ししていくというメッセージ性をしっかり表現したほうがいいのではないかというご意見がございましたので、それを踏まえて新たに追加した部分となります。1段落目では、やはり今後の携帯電話番号の使用というのはM2Mが大きな部分を占めるということで、これまでと異なる視座からの検討が必要ということを記述しております。2段落目では、これまでの電気通信番号の基本的な指定等の考え方について要点を記述しております。電気通信番号は様々な通信サービス等を識別するために必要となる有限希少な資源であることから、当省では限られた番号空間を効率的に利用するため、必要数に対し過度な指定とならないよう務めてまいりました。3段落目前半では、今後M2M番号を設けていくに当たり、M2Mが将来にわたってさまざまな生活や生産・流通等の場面に行き渡っていることを想定すれば、M2Mの普及発展を番号制度面から支えていくために、「枯渇しない大きな番号空間の創出」が必要であり、それを可能にするのが「M2M等専用番号の創設」、そして、当該専用番号帯における「桁数の制約の解除」であると記述しております。後半では、モノとモノをつなぐM2Mのための通信においては、サービスの利用者が必ずしも番号を認識する必要がないことから、桁数を増やすことでM2M等専用の大きな番号空間を創出し、M2Mサービスが将来にわたり迅速かつ円滑に提供されるようにすることが可能であり、利用者の利便性向上にも資するとしております。

4段落目では、短期間のうちに随所で発生するM2M向けの大きな番号需要にも対応できるようにするなど、M2M向けの番号利用シーンにできる限り対応し、M2Mの展開を後押しする番号指定の枠組みをつくることも重要であるとしております。これを可能とする大きな要素が「音声通話向け番号としての制約解除」でございます。2ページに続きま

すが、専らデータ通信を行うM2M等の利用形態を想定すれば、指定要件について音声通話関係のことは規定せず、M2M等のサービス展開の加速、そしてコスト軽減をも図ることが可能であるとしております。

5段落目では全体のまとめということで、本報告書（案）においては、M2Mの発展という観点ももちろん大事なのですけれども、従来の音声通話を伴う携帯電話についても、利用者がより便利に利用していけることをも可能とする番号制度の実現を図るための基本的な考え方を取りまとめたとしております。

それでは、本編のほうに入っております。下線部を中心にご説明させていただきます。3ページをご覧ください。第1章「携帯電話番号利用の現状と動向について」1「携帯電話番号利用の現状について」ということで、こちらでは携帯電話番号の変遷を記述しております。2段落目で、平成26年に携帯電話とPHSの間の番号ポータビリティを導入したことにより、携帯電話、PHSの電話番号は090/080/070番号に共通化していると記述しております。3、4段落目で、平成27年3月現在、今後指定可能な番号数が070帯の4,420万番号のみという状況で、このままいきますと平成30年ごろには枯渇する可能性があるということで、以前の資料集の中からそのグラフも載せております。

4ページでございます。2「携帯電話番号の利用の動向について」ということで、音声・データ通信はこの2年間で約5.2%増ですけれども、データ通信専用契約は45%増ということで、データ通信専用契約の伸びが非常に大きくなっております。それぞれ通信モジュールとそれ以外に分けて見た数字も以下に載せております。

同じく4ページ下段、3「M2Mサービスの動向」でございます。こちらでは、今後、IOT時代の到来に伴うM2Mサービスの一層の普及・発展の見込みについて記述しております。どのような通信手段が用いられるかというのは、サービスの地理的広がり等によってさまざまで、もちろん携帯電話以外の通信手段が用いられるものもございます。5ページをご覧ください。上から4行目、「携帯電話ネットワークを用いる場合には、データ通信が行われるに当たり、ネットワークによる端末の位置の捕捉とか認証を経て呼接続を行うために携帯電話番号及びIMS Iが必要とされている」ということで、M2Mサービスに利用される携帯電話番号は平成32年には4,200万番号に達するという予測について触れてございます。

需要予測については、前回会合において、「他にもいろいろな予測があるのではないか」というご意見をいただいております。最終予測として2億1,

700万番号、I o T・M2Mで使用される携帯電話番号の回線数が平成32年ごろに9,162万件になるという予測もございます。

本文に戻ります。主なM2Mの用途として、スマートメーター、テレマティクスサービスなど、それぞれどのように用いられているかということの説明しております。6ページに、図を2つほど載せておりますが、主にM2Mがどのような分野に用いられているかということと、需要予測をグラフ化したものでございます。

6ページ下段をご覧ください。2章「M2M等専用番号の導入について」 1「M2M等専用番号の必要性」ということで、ここでは全体として、M2M等専用番号がなぜ必要かを整理しております。4行目から7ページにかけて「専用の番号帯（M2M等専用番号）を創設するとともに、携帯電話番号として広く認知されている090/080/070番号については人が操作等を行うサービス向け利用に集約することが適当である」と全体像を記述した上で、各論に入っております。M2M等専用番号導入の意義として、まず（1）「将来にわたる電気通信番号の効率的利用の確保」について、携帯電話番号については、既に相当数の番号を指定している中で桁増しを行うことは困難です。しかし、M2M等専用番号については人が使うものではないことから、桁増しを行っても利便性の観点からのデメリットが小さく、桁増しによる番号枯渇の防止ができます。それから（2）「電気通信サービス利用者の利便性確保・向上」ということで、人が操作して音声通話等を行う携帯電話番号には、できるだけ従来からの090/080/070番号を活用していくことが可能になるとしております。また、今後機器向けの利用が増えてくると、機器向けに誤発信されてしまうことなども予想されますが、専用番号を設けることにより、そういった混乱を減らすことができるということもございます。最後に、（3）「M2Mサービス等の活性化」ということで、M2Mサービスは携帯電話サービス等と比べて、①サービス形態、②ネットワーク活用形態、③番号需要の形態が大きく異なるということがございます。また、人が利用するデータ通信専用サービスについても同様の特徴がございます。したがって、M2M等専用番号の指定の要件・基準については、このようなM2M等サービスの特性に適合するように設定することにより、M2M等サービスの円滑な導入・運営や活性化を促進することができるということもございます。

他方、M2M等専用番号の導入における課題として、今現在、既にM2M向けに活用されている090/080/070番号をM2M等専用番号へ円滑に移行していかなければいけないこととすとか、桁増しを行う際のネットワーク改修等に係る設備投資コストの発

生等に関連して、桁増しを行うタイミングや方法の適正化、M2Mサービスの更改時期等を捉えるなどの円滑な番号移行といった点に留意する必要があるとしております。

以上のとおり、M2M等専用番号を導入するメリットは大きく、課題面についても、後に述べるとおり、専用番号への円滑な移行のための措置を講じるとともに、桁増しのタイミングを適正に設定すること等の対応を行うことは可能であることから、適切な時期と方法により導入することが適当であるとしております。

次に、2「M2M等専用番号の対象とするサービスについて」でございます。まず(1)「M2Mサービス」ということで、「M2M」については、本報告書(案)では「個々の通信を行う際に人が操作することなく、機器間でネットワークを介して通信を行うことにより、情報を収集したり聞きを作動させたりするシステム」ということでお示ししているところですが、限定的な音声通話の取り扱いということ、こちらは主にテレマティクスサービスを想定しておりますが、M2M等専用番号を音声通話に用いることができるのは、M2Mサービス利用者が番号を認識する必要がない使用形態であり、特定の者のみとの間で行われる場合に限定することが適当であるとしております。M2Mの中でも、音声が行われる場合については限定的に考えるという整理となっております。

(2)「その他のデータ通信専用サービス」でございます。こちらも同様の理由でM2M等専用番号の対象とすることが望ましいのですが、「SMSによるメッセージ送受信機能付きサービスの扱い」については、利用者が番号を認識するため、混乱が生じるおそれがあるということと、携帯電話事業者間のSMS接続が桁増しに対応していないことなどを踏まえますと、将来桁増ししたときに、事業者間で接続をするのになかなかコストがかかってしまうということもあり、人と人との間でのSMSメッセージ送受信機能が付加されたサービスについてはM2M等専用番号の対象とはしないことが適当であるとしております。

(3)「その他のサービス」でございます。M2Mサービスについては今後も様々なサービスが出てくることが想定されます。その中で、M2Mサービス等専用番号が、多様なサービス提供やイノベーションを促進するものであり続けるようにということで、柔軟に利用できるような枠組みとすることが適当であるとしております。

その次の段落については、前回少しご議論いただきましたけれども、例えば本報告書(案)の定義上M2Mサービスに必ずしも該当しないサービスであっても、人が携帯電話のアプリケーション等の操作により遠隔から家電とか社内の機器等を起動させるような場合など、携帯電話ネットワークを通じて人がモノに発信するようなサービス、仮に「H2M(Human

to Machine)」と呼ばれるようなものも許容され得ると考えられるとしております。しかし、利用者の利便性の確保の観点からは、人が接続に際してM2M等専用番号を認識することのないことが望ましいと考えられることから、その点を明確に記載しております。

3 「M2M等専用番号の番号帯について」でございます。M2M等専用番号とする番号帯については、0A0番号を使用することや、0A0サービスのうち030、040番号については将来の新サービス向けに残しておくということ、そして携帯電話・PHSサービスに現在使用している090/080/070番号とは離れた番号帯とすることが適当であるということで、020番号とすることが適当としております。

4 「M2M等専用番号の桁数」については、M2Mサービス向けの番号需要については①短期間のうちに大量の需要が発生する可能性があること、②製品に組み込む通信モジュールの製造段階で番号が必要となるため、利用までの期間が比較的長いといった特性に対応して、余裕を持った番号指定を行うことが必要になるということで、M2Mサービス等の普及・発展を妨げることがないよう、十分な番号資源を確保できる長さに設定することが必要であるとしております。

具体的な桁数ですけれども、M2M等専用番号については、原則として発信番号として携帯電話端末に入力されたり、発信番号として通知されたりすることを通じて、接続番号として認識されるものではないことから、利用者の不便を生じさせることなく番号空間を拡大することができます。他方、桁増しに当たってはネットワークシステム改修等に数百億円程度の投資コストと準備期間が必要であるから、M2Mサービス等の需要が十分に拡大しない場合には、桁増しを行うことが利用者負担料金の押し上げや、M2Mサービスの事業効率の悪化につながるおそれもあるという部分もございます。

したがって、M2M等専用番号の導入当初においては、今の携帯電話等と同じ11桁とすることが適当であるとしております。11桁のM2M等専用番号の導入により、当面は8,000万番号が開放されることとなりますが、指定番号数がこのうちの相当数に達すると見込まれる時期以前に桁増しを行うこととし、将来にわたるM2M等の需要増を吸収するに十分な番号空間を確保することが必要であるということでございます。このため、電気通信事業者やM2Mサービス等提供者においては、近い将来の桁増しに向けしっかり準備いただくということと、総務省はその促進や関係者への周知に取り組んでいく必要があるということで、それぞれ行うべきことを記述しております。

なお、具体的にいくつ桁数を増やすかということを考えるときに、電気通信事業者から

は、12桁に増やす場合と13桁に増やす場合とでネットワーク改修コストの差は大きくないと聞いております。ただし、PHSは今の仕組みですと13桁までしか対応していないため、それ以上増やすことになる標準仕様の変更やネットワーク全体の改修を行う必要がございます。そういった点を踏まえて、桁増しに当たっては、投資コストが大きく変わらない範囲で、できるだけ多くの番号空間を確保し、番号資源の有効活用を図ることが適当であるとしております。

13ページでございます。5「M2M等専用番号へのサービス移行について」ということで、電気通信番号を効率的に利用する観点から、M2M等専用番号の導入後は、M2M等専用番号の対象となるサービスについては、できる限りM2M等専用番号が使用されることが望ましいということでございます。したがって、M2M等専用番号の導入後は、M2M等専用番号の対象となるサービスについては、原則として既存の070番号の新規の指定は行わないこととすることが適当であるとしております。、ただ、既に090/080/070等を使用しているM2Mサービスについて、M2M等専用番号の導入後、直ちに当該専用番号に移行することを求めることは、M2M等専用番号を使用するサービス利用者や携帯電話事業者に大きな負担が生じるということで、望ましくないとしております。同時に、番号空間の効率的利用の観点から、M2Mサービス提供者や携帯電話事業者は、M2Mサービスや関連機器の更改時期等を捉え、M2M等専用番号への移行を着実にやっていくことが必要であるとしております。また、総務省も、円滑な移行のために番号指定基準上の動機づけを設けることも含め、必要な手段を講じていくことが必要であるとしていところでございます。

6「M2M等専用番号の指定要件（電気通信番号規則）の在り方」ということでございます。①から⑤までが現在の090/080/070番号の指定要件になっておりますけれども、それぞれM2M等専用番号についてはどうすべきかということを記述しております。

まず、①緊急通報についてですが、音声通話を原則行わないというM2Mサービスの特徴があり、直接緊急通報を行うことは想定されないため、指定要件としないことが適当であるとしております。次に②番号ポータビリティでございますが、現行の携帯電話番号においてもM2M等サービスを含むデータ通信専用契約は番号ポータビリティ義務の対象から除外されており、M2Mサービスにおける番号ポータビリティの必要性は顕在化していないこと。それと、今後番号ポータビリティの必要性が認められるようなM2M

サービスが出現する可能性はあるが、M2M等専用番号の創設段階で番号ポータビリティを義務化する場合には、携帯電話事業者の負担が大きく、M2M等サービスの普及が阻害されるおそれがあることから、番号ポータビリティを利用可能とすることについては当面指定要件には含めないことが適当であるとしております。それから、③第一種指定電気通信設備との相互接続ですが、当該相互接続を行うには、携帯電話事業者及び固定電話事業者において相応の準備期間やコストを要するものであるということ。また、M2Mサービスは専らデータ通信を行うものであること、音声通話を伴い、固定電話ネットワーク利用者全般と接続する必要があるサービスについてはM2M等専用番号の対象とはしないこととしていることから、第一種指定電気通信設備との相互接続については指定要件には含めないことが適当であるとしております。また、④技術基準についても、M2Mサービス等においては、音声通話は原則行われなことから、音声通話の品質等は指定要件としないことが適当であるとしております。一方で、⑤無線局免許については、特にM2Mだから変わるというわけではないので、この要件については当面維持することが適当であるということでございます。

7「M2M等専用番号の指定基準（電気通信事業法関係審査基準）の在り方」でございます。

15ページの下段をご覧ください。現在の090/080/070番号についてはどうなっているかということの説明しております。16ページをご覧ください。M2M等専用番号ではどうするかということですが、番号資源の効率的な活用を図りながらもM2Mサービスの円滑な展開に資するよう、①短期間のうちに大量の需要が発生する可能性があることと、②番号指定から利用開始までの期間が比較的長いというM2Mサービス向けに使用する番号需要の特色を踏まえた番号指定基準にすることが必要であるとしております。

第3章「携帯電話番号の指定基準の見直しについて」は、今まで使っている090/080/070番号の指定基準の見直しということで、1「携帯電話番号の指定数と使用数の差分について」ということをご説明させていただきます。図表6に携帯電話・PHSの電話番号の指定数と使用数の差分を掲載しておりますが、指定している番号数のうち実際に使われているものの割合が減っていて、年々差分が大きくなっている現状がございます。17ページをご覧ください。2「携帯電話番号の指定基準の見直しについて」ということで、携帯電話事業者により携帯電話番号の一層の有効利用を図られるよう、指定基準を見直すことが必要であるとしております。

17ページ下段でございます。第4章「その他」ということで、ここまでご説明してまいりましたとおり、今回はできるだけM2Mサービス等専用番号の番号空間を大きくして、既存の090/080/070番号を使用しているM2Mサービスについてはそちらに移行させていくこととしております。従来の携帯電話サービスについては、引き続き090/080/070番号を使用してまいりますが、携帯電話番号のひっ迫が生じる場合も考えて、070と隣接している060については、将来的に携帯電話番号として使用することも見据えて留保しておくとしております。2段落目、0900番号及び0700番号についても、着信課金サービスに使用されている0800番号のように、付加サービスに用いるべきとの考えかたも取り得る一方で、将来的に携帯電話向けに使用するべきとの判断もあり、引き続き留保しつつ、番号の使用状況全般を注視していくことが適当であるとしております。また、IPv6の活用を促すための取り組みについても、今後番号政策との関連で検討を行っていくとしております。

最後に「おわりに」ということでございますが、こちらは初めの3段落で本報告書（案）の内容を大きく要約した形になっております。4段落目で、総務省と電気通信事業者がそれぞれ取り組むべきことについて書いた上で、最後に、変化の激しい情報通信市場においては今後もさまざまなIoTとかM2Mが展開されると考えられることから、電気通信番号制度がさまざまなICTサービスの円滑な提供を通じた経済社会の発展を支えていけるよう、新たな課題に対しては不断の検討・見直しを行っていくことが求められるという形で締めくくっております。

【堀口番号企画室課長補佐】 それでは続きまして、参考資料と、本日ご欠席の池田構成員及び一井構成員からいただいておりますコメントについてご紹介させていただきます。

参考資料につきましては、前回会場までにお配りしているものと大きくは変えておりませんので、変更部分のみご説明させていただきます。

まず14ページと15ページに、いわゆるM2Mと言われるサービスの事例として、製造業界ですとか物流業界、流通・小売業界、電力業界などでさまざまなソリューションがあるということで、資料を追加させていただいております。

それから17ページ、M2M関連の需要予測としまして、こちらは報告書（案）本文の説明でもご紹介させていただきましたけれども、IoT/M2Mサービスで使用される携帯電話等の回線数の予測として平成32年度9,162万件ということで、更新させていただいております。

25ページをお開きください。前々回、また前回にも一井構成員からご指摘をいただいた点でございますけれども、携帯電話番号の指定基準の見直しに関してシミュレーションを行った場合にどうなるかということでございます。25ページ上の箱囲みの中は報告書(案)の内容を書いたものでございます。その下のイメージとしまして、左側が現行の指定イメージということで、申請間隔が長く、1回の指定番号数は多いということで、赤線が実際の番号使用数でございますけれども、傾斜がかかっている部分のタイミングで申請されるということで、その分指定数が多くなっているという形でございます。右側が指定基準見直し後のイメージということで、必要な番号数を必要な時期に申請・指定することによって、緑の部分の差分でございますが、左の図から右の図のように小さくなるということで、結果的に、現在番号の不足、枯渇という状況が見えている中で、その差分を小さくして有効利用を図ることができるのではないかとということでございます。

具体的なシミュレーションとして、今回は「増加係数」を廃止した場合についてシミュレーションを行ったものをご紹介します。24ページに戻っていただきまして、右側に増加係数の説明がございます。「需要の増加見込み」を算出するに当たりまして、増加係数を掛けるということにしてございますけれども、真ん中のグラフで、申請月の前月末と前々月末の差分をb、前々月末と三ヶ月前末の差分をaとして、増加係数はa分のbで算出しています。これが1から最大3ということになってございますので、a分のbの値が大きいと申請可能番号数が多いということになります。

これを前提として、26ページをお開きください。増加係数を撤廃した場合のシミュレーションの結果でございます。これは以前からご説明差し上げているところでございますが、携帯電話・PHS事業者へ指定済みの番号数と使用数の差分ですが、27年3月末時点で6,664万番号、29.5%となっております。直近3年間では1,658万番号増加しております。平成26年度内に携帯電話・PHS事業者へ指定した番号は1,630万番号でございますけれども、増加係数は26年度におきましては1.39から3まで適用されておりました。これを撤廃した場合、指定番号数は180万番号ということで、かなり小さくなるということでございます。したがって、あくまでシミュレーションでございますけれども、増加係数を撤廃した場合、平成27年3月末時点における指定済みの番号数と使用数の差分というものは、25年度末の5,870万番号から5,214万番号に縮小するという結果を得ることができました。グラフではオレンジ色の点線になっている箇所でございます。

今回の携帯電話番号の指定基準の見直しに関しては、いくつか手法がございますが、一つ、増加係数を撤廃した場合にはこういった形になるということで、差分を小さくすることができるということで、今後、制度化に当たりまして、どのように差分を縮小して、有効に番号を使っていただくかということについて、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

参考資料のご説明は以上でございます。

それから、まず、池田構成員からのコメントをご紹介します。「本報告書(案)に賛成いたします」ということで、報告書(案)の「はじめに」の中にもありますけれども、「M2M等専用番号の創設」、また「専用番号帯における桁数の制約の解除」、「音声通話向け番号としての制約解除の具体的な方向性が示された意義は大きい」といったようなコメントをいただいております。

続きまして、一井構成員からのコメントでございますけれども、「IoT、M2Mの普及発展を支える立場から、M2M等専用番号を創設し、十分な桁数を確保することや柔軟な番号指定の枠組みを作ることを提言する報告書(案)に賛成します」とのことです。また、「報告書(案)でも示されているとおり、M2M等専用番号は一般の利用者が接続先としてその番号を認識することがないことが前提となるべきですが、一方でそのためにM2M等専用番号がどのようなサービスに用いられているか国民に見えにくくなるおそれがある」ということで、「これによる誤用や不正利用を起りにくくするためにも、今後、M2M等専用番号の利用実態について、事業者による情報開示を促すとともに、総務省においても調査公表を進めることが望ましいと考えます」と、このようなコメントをいただいているところでございます。

これも踏まえましてご審議いただければと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

質疑応答

【酒井主査】 それでは、今の説明を踏まえまして、報告書(案)についての議論を行いたいと思います。全体を通して、何かございましたらコメントをお願いいたします。

【相田主査代理】 基本的にこれまでの議論の方向に沿った報告書ということで、よろしいかと思っております。

1点、報告書でいいますと5ページ目のところの脚注、一応最終的な需要見込み2億1,

700万番号というので追記いただいたということで、ありがとうございました。ただ、前回でしたか前々回の議論で、やはりM2Mに対する期待が大きい中でもって、たった2億1,700万番号なのと言われそうなので、この「固定電話の番号区画等に関する調査研究 報告書」を引かれるのであれば、この中にM2M全体のうち電話番号を必要とするものが2億1,700万番号くらいであろうというようなことが書かれていたかと思しますので、両方追記いただければ、これは過小な見積もりではないかという印象が和らぐかなと思いますので、ちょっとご検討いただければと思います。

【酒井主査】 M2M全体の需要予測はあるのでしょうか。

【北神番号企画室長】 世界で見ると何百億みたいな予測もあり、日本で最終的にというものはあまり見ませんが、いずれにしましても、そういったところも記述できるように探してみたいと思います。

【酒井主査】 それから、I o TとM2Mという言葉が使われていますけれども、M2MのほうがI o Tも含む広い概念だと思えばいいんですかね。

【北神番号企画室長】 これらの言葉については様々な使われ方がされているところですが、I o Tというのはインターネットでいろいろなものがつながりますというもので、M2Mは今回ご議論いただいたとおり、人と人ではなく、マシンとマシンが自律的に通信を行うものと考えております。ただ、最近のI o Tという言葉の使われ方を見ると、必ずしもインターネット・オブ・シングスという言葉だけを見るのではなくて、I o Tが社会の中で生み出す価値であるとか、そういうものも含めた上位概念みたいな形で用いられることも多いようですので、報告書(案)中の「はじめに」でも、そういったI o T社会を上位概念的に置き、M2M等専用番号の創設というのがそれに非常に資するものであるというような書き方をしているところでございます。

【酒井主査】 ありがとうございます。I o Tの意味を広くとって、M2Mはその中の一つの機能ということですね。M2Mの中でも、IPアドレスを使うものや、今回の検討のように電話番号を使うものと種類があるんだということですね。

【三友専門委員】 内容につきましては、基本的に私も賛成でございます。前回、番号がM2Mの普及を制約することのないように、前広に表現してくださいということをお願いいたしましたけれども、今回そのような形で書いていただけていると思います。

M2Mのほうはそれでいいと思うんですけれども、音声のほうの090/080/070番号の指定につきましては、なるべく効率化を図るという方向でご説明いただきました

が、例えば17ページに具体的に①から③の方法とありますが、アイデアが書かれておるわけですが、これをどうするかというのは今後の議論と考えておいたらよろしいということでしょうか。

【北神番号企画室長】　そうですね、今回のご議論を踏まえて、実際にどのように使っているかということの詳細に把握する必要があると思います。今後具体的に検討したいと思いますし、例えば一井先生のコメントにもあったように、しっかり調査をしますというようなことを記述するというのとは一つ考え得るかなと思っております。

【酒井主査】　本報告書（案）においては、要するに考え方を整理するというところで、その後、例えば新しいM2M等専用番号の指定要件をどうするかとか、あるいは携帯電話番号の指定基準も変えるのかどうか、それから普通の090/080/070番号から020番号に移るときのモチベーションをどうするかといったことをいろいろ考えなければいけないと思います。それについては今後ケース・バイ・ケースで考えていこうということですね。

【北神番号企画室長】　報告書（案）の中でも、具体的な例を書いているところですが、基本的には、詳細な調査等を踏まえて、これらをより具体化していくということかと思っております。

【堀口番号企画室課長補佐】　すみません、少し補足をさせていただきますと、17ページの携帯電話番号の指定基準の見直しで、①から③と「例えば」ということでアイデアとして書かせていただいておりますが、今回シミュレーション可能なものが②の増加係数の撤廃をした場合ということで、①については、現在の申請では長期の数字を事業者様からいただけていないということがございますので、このあたりも制度化に向けて、具体的に、もう少し調査検討を進めていきたいと思っております。また、インセンティブといった面では、020番号は非常にM2Mに合った番号として、柔軟な指定要件、指定基準とすると。一方で、現行の携帯電話番号についてはひっ迫している状況でございますので、そこについては適切に有効利用していただくような形にしていくということが必要かと考えております。

以上でございます。

【酒井主査】　一井先生のご指摘にもありますが、M2M等専用番号の利用実態について、事業者による情報開示を促すとともに、総務省においても調査公表を進めるということについては、携帯番号をどこで使っているのかということとはわからないところがあると

思います。具体的に、自動販売機には携帯電話番号が付与されているんだとか、そういう例をいろいろ出していただくというのはいいことだと思うんですが、これは可能なのでしょうか。

【北神番号企画室長】 誤用や不正を防ぐため利用実態について情報開示を促すということですが、現在例えば報告規則などでも、指定を受けた番号をどのくらい使っているかを事業者から報告していただくようなものがございます。どこまで客観的に開示してもらって公表するかというのは当然しっかり考えてまいりますので、M2M等専用番号については、しっかり状況を把握した上で、国民にも見えやすくするというようなことを、例えば第4章「その他」のところに記述するとか、そういうことも考えられるかと思っております。

【酒井主査】 具体的には、企業秘密が含まれている場合もあるのかもしれませんが、そういう情報を出していただいて、実態を広く公開するということがいいことだと思います。

【河村専門委員】 報告書（案）の内容について、基本的には賛成いたしますが、10ページ、第2章の2「M2M等専用番号の対象とするサービスについて」（3）その他のサービスというところで、「本報告書（案）の定義上M2Mサービスに該当しないサービスであっても、人が携帯電話のアプリケーション等の操作により遠隔から家電や車内の機器等を作動させる場合など、人がモノに発信するようなサービス、H2M（Human to Machine）については、当該番号の利用が許容され得ると考えられる。ただし、利便性確保の観点から、人が接続に際して番号を認識することのないことが望ましいと考えられる。」とあります。前回もコメントさせていただいた部分ですが、将来的に、こういったH2Mの具体的なサービスがいろいろ表れてきたときに、改めて消費者の声なども踏まえた議論の場が設けられることを望みます。この記述だけではあまりにも漠然としているので。

【酒井主査】 確かに、今後具体的なサービスが出てきたときに、そういった情報をきちんと公開して、もしそれで問題が発生する可能性があるのなら、それについて議論が必要になってくるのではないかと思います。

【堀口番号企画室課長補佐】 ありがとうございます。今回、一井先生はご欠席ですが、一井先生のご意見も、M2M等専用番号は一般の利用者が接続先としてその番号を認識することがないことが前提となるべきであると。その一方で、そのために専用番号がどのようなサービスに用いられているか見えにくくなるおそれがあると、また誤用、不

正利用が起こる可能性があるということで、そこはきちんと情報を把握する必要があるといったコメントと承知しております。こういった趣旨で、M2Mサービスは今後さまざまなものが出てくるのが想定されますので、そういったところはきちんと把握しつつ、問題がないように制度を運用してまいりたいと思っております。

以上でございます。

【酒井主査】 よろしいでしょうか。それでは、内容について変更すべきというご意見はなかったと思います。本報告書（案）は、本委員会として了承ということにしたいと思っております。

今後の検討スケジュールに関する事務局説明

【酒井主査】 続きまして、報告書（案）の取り扱いを含む今後のスケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【堀口番号企画室課長補佐】 ありがとうございます。今後の検討スケジュールにつきましてですが、資料18-3、こちらをご覧ください。

今回の携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方につきましては、今年の6月18日に情報通信審議会電気通信事業政策部会に諮問されまして、本委員会、電気通信番号政策委員会において調査・検討を行うこととされました。下の線表にありますけれども、これまで5回、今回が第6回目になりますけれども、報告書（案）ということで取りまとめをいただいたということで、今月下旬の電気通信事業政策部会におきまして、答申（案）という形でご議論いただいて、その後、意見募集を経て、意見募集の結果、答申案に対するご意見、その考え方をご検討いただきまして、12月をめどに答申をいただくということで予定させていただいております。具体的な制度化につきましては、平成28年4月以降ということで予定させていただいております。以上でございます。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

主査コメント

【酒井主査】 以上をもちまして、本日報告書をまとめることができました。大変ありがとうございました。正直言って、この検討が始まると伺ったときは軽く考えておりました、要するに020か060かどっちかにすればいいのかな程度の話だったんですけども、最初はM2Mとは何かという話から始まり、H2Mを含めるとどうなるかとか、ある

いは今090を使っている人が本当にそちらへ移行するだろうかといった、いろいろな問題点があることがよくわかりました。結果的に、大事なところは押さえた形になっていると思います。需要がどのくらいになるのかは、I o T全体で言えば数百億いくのかもしれませんが、そのうち携帯電話番号はどのくらい使うのかも、やってみなければわからないところもあると思います。今回の検討を、M2MやI o Tの発展につなげていただきたいと思います。どうも長い間大変ありがとうございました。

議題（2）その他

【酒井主査】 以上で議論は全部終了になります。次回会合の日程等について、お願いします。

【堀口番号企画室課長補佐】 本日は誠にありがとうございました。先ほど「今後の検討スケジュール」の中でも少しご説明させていただきましたけれども、次回の本委員会、番号政策委員会につきましては、第19回会合ということで、答申（案）への意見に対する考え方ということになります。日程等につきましては事務局から別途ご連絡させていただきたいと考えております。以上でございます。

閉 会

【酒井主査】 それでは、以上で第18回会合を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(以 上)